

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市（市長事務部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.7 %
全職員	64.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	97.7 %
課長相当職	101.6 %
課長補佐相当職	100.6 %
係長相当職	98.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.9 %
31～35年	96.9 %
26～30年	95.2 %
21～25年	82.0 %
16～20年	87.3 %
11～15年	91.3 %
6～10年	85.2 %
1～5年	88.0 %

【説明欄】

職員の給与は、条例に定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は男女の差異は生じない。

ただし、次の要因により男女の支給額に差異が生じている。

- ・市長事務部局等とは、市長事務部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、人事委員会事務局をいう。
- ・勤続年数の換算について、国からの出向者は国家公務員における勤続年数を通算して換算している。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の男女の差異の要因としては、扶養手当の受給者に占める男性の割合が大きいこと等がある。
- ・「全職員」の男女の給与の差異は、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	66.4 %
全職員	76.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	—
課長相当職	97.0 %
課長補佐相当職	96.1 %
係長相当職	94.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.3 %
31～35年	94.9 %
26～30年	94.2 %
21～25年	92.7 %
16～20年	94.9 %
11～15年	92.8 %
6～10年	93.2 %
1～5年	93.2 %

【説明欄】

職員の給与は、条例に定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は男女の差異は生じない。

ただし、次の要因により男女の支給額に差異が生じている。

- ・女性職員がいない項目については「—」と記載している。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の男女の差異の要因としては、扶養手当の受給者に占める男性の割合が大きいこと等がある。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女の差異の要因としては、女性の短時間勤務のパートタイム会計年度任用職員の割合が大きいこと等がある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市（消防局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	54.2 %
全職員	90.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	—
課長相当職	97.6 %
課長補佐相当職	88.1 %
係長相当職	89.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	95.3 %
26～30年	94.3 %
21～25年	—
16～20年	93.3 %
11～15年	104.0 %
6～10年	105.9 %
1～5年	97.2 %

【説明欄】

職員の給与は、条例に定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は男女の差異は生じない。

ただし、次の要因により男女の支給額に差異が生じている。

- ・女性職員がいない項目については「—」と記載している。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の男女の差異の要因としては、扶養手当の受給者に占める男性の受給の割合が大きいこと等がある。ただし、女性職員が少数であり勤続年数の区分内における位置づけから、女性が男性を上回る勤続年数の区分もある。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女の差異の要因としては、男性のすべてが再任用職員であるのに対し、女性はすべて会計年度任用職員パートタイムであることがある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市（上下水道局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.0 %
全職員	65.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	—
課長相当職	—
課長補佐相当職	94.7 %
係長相当職	105.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.3 %
31～35年	89.5 %
26～30年	95.2 %
21～25年	69.9 %
16～20年	—
11～15年	93.6 %
6～10年	97.6 %
1～5年	90.0 %

【説明欄】

職員の給与は、条例に定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は男女の差異は生じない。

ただし、次の要因により男女の支給額に差異が生じている。

- ・女性がない項目については「—」と記載している。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の男女の差異の要因としては、扶養手当の受給者に占める男性の受給の割合が大きいこと等がある。
- ・「全職員」の男女の給与の差異は、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市（交通局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	99.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.8 %
全職員	64.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	—
課長相当職	—
課長補佐相当職	—
係長相当職	87.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	83.9 %
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

職員の給与は、条例に定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は男女の差異は生じない。

ただし、次の要因により男女の支給額に差異が生じている。

- ・女性職員がいない又は1名の項目については「—」と記載している。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女の給与の差異は、男性職員において再任用職員・任期付職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本市（病院局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	60.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	64.9 %
全職員	59.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	53.9 %
課長相当職	75.5 %
課長補佐相当職	102.6 %
係長相当職	65.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.0 %
31～35年	82.9 %
26～30年	73.7 %
21～25年	69.7 %
16～20年	63.8 %
11～15年	62.1 %
6～10年	66.8 %
1～5年	48.9 %

【説明欄】

職員の給与は、条例に定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は男女の差異は生じない。

ただし、次の要因により男女の支給額に差異が生じている。

- ・女性職員がいない又は1名の項目については「—」と記載している。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の男女の差異の要因として、給与水準の高い医師が男性職員の比率が女性職員より高いこと等がある。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女の差異の要因としては、女性の短時間勤務のパートタイム会計年度任用職員の割合が大きいこと等がある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。